平成２１年（フ）第１７５２号
さいたま市南区内谷６丁目10番16号　ファミーユ中村弐番館102号室、申立時の住所さいたま市南区鹿手袋７丁目22番18―101号
債務者　中村　晃一
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７９５号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地１―27―503
債務者　相馬　里枝（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６０号
埼玉県入間市久保稲荷４丁目25番地42
債務者　村松　光明
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６１号
埼玉県入間市久保稲荷４丁目25番地42
債務者　村松美智恵
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６３号
埼玉県川越市石原町１丁目42番地21　ゼピュロス川越103号室、前住所埼玉県川越市大字並木272番地14
債務者　山上　勝治
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７３号
埼玉県所沢市緑町４丁目14番８号　フジタケハイム205
債務者　長南　哲哉
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４８８号
千葉県四街道市大日444番地17
債務者　竹尾　冬樹
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４９６号
千葉県印西市高花１丁目６番地５棟102号
債務者　横関　光生
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４９７号
千葉県富里市七栄649番地42コーポフジ207号室
債務者　門間　誠一
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４９８号
千葉県富里市七栄653番地30
債務者　安田　豊二
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４号
千葉県佐倉市西志津２丁目14番７号
債務者　河合恵美子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第８号
千葉県八街市八街ほ442番地８　エイトシティ雅205
債務者　原田　　章
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１３号
千葉県佐倉市井野1105番地７
債務者　勝又　　恵
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２２号
千葉県佐倉市中志津２丁目５番22号
債務者　小椎八重亜季（旧姓藁谷）
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３号
新潟県長岡市人面1285番地
債務者　片山　正文
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
新潟県長岡市今井２丁目161番地１―103
債務者　立石　邦仁
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第３７４１号
愛知県愛知郡長久手町大字長湫字東原山４番地４　コーポ秀明荘10号
債務者　マーシーフェイスこと　仁保　茂幸
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７４２号
名古屋市守山区本地が丘1102番地　フレックス藤ケ丘304号
債務者　ホットロードこと　仁保　克也
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで名古屋地方裁判所民事第２部